平成２１年（フ）第４０５号
千葉県松戸市幸田５丁目265番地
債務者　竹林千恵子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１３号
千葉県松戸市二ツ木二葉町201番地の３
債務者　坪井　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１７号
千葉県松戸市串崎新田72番地の４
債務者　神成　　斉
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４１８号
千葉県流山市前ケ崎695番地の３ヴェールサイド寿205
債務者　江面キヨ子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６２号
石川県能美市緑が丘１丁目80番地
債務者　森　久美子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第７６号
石川県能美市粟生町ハ10番地５、従前の住所
石川県白山市手取町キ24番地12
債務者　岩間　博光
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第５２２号
北九州市小倉南区八幡町６番２―404号
債務者　古谷　友加（旧姓岡島）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６５０号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目４番７―303号
債務者　芳野　満子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２８号
北九州市八幡西区田町１丁目７番３―101号
債務者　入江　英明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３０号
北九州市八幡東区中央１丁目11番１―409号
債務者　石橋　祥央
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４６号
福島県白河市南堀切239番地６
債務者　穂積　健一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１２９８号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘１棟403号
債務者　水野　勢三
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６６号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地24―408
債務者　松下　保彦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１４号
島根県松江市幸町802番地35
債務者　佐々本広幸
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１５号
島根県松江市幸町802番地35
債務者　佐々本喜和子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１０号
宮城県石巻市門脇町１丁目５番５号　相澤方
債務者　熊野　健一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
宮城県石巻市門脇町３丁目９番23号
債務者　斎藤　初子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係